令和5年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

(内閣府子ども・子育て本部参事官(少子化対策担当))

			(1 31H1)11		3 13 C 1 A	多事官(<u>'</u>	, , ,,,,	<u> </u>	
項目	名	結婚・子育で	資金の一	-括贈与(こ係る贈与和	说の非課税	措置の延	長	
税	目	贈与税							
要	子・孫の結婚・妊娠・出産・育児を 以下のとおり、結婚・子育て資金の一括 を要望する。								
望		5年3月31日 延長する。	までとな	ぶってい。	る適用期限を	生、令和7	年3月3	81 日	までの
Ø									
内				Γ			Г		
					平年度の減	収見込額			百万円
容					(制度自体の	の減収額)	(— ī	百万円)
<u> </u>					(改正增)	減収額)	(— ī	百万円)
新	(1) 政治	策目的		L					
設	として	国の総人口は、 少子化が挙げる	られてい	る。2021	年の出生数	(概数) (は 81 万	1,60	4 人と
	過去最初	少であり、少∃ 数) も 50 万 1.	子化の進行 116 組と	行は深刻 戦後最少	さを増してい ノとなってい	いる。また vる。少子	:、2021 化の進行	年のは、	婚姻件 人口の
拡		高齢化を通じ 対策を講じる必			な影響を及	ぼす国民	共通の困	難で	あり、
充									
又	(2) 施	策の必要性							
は	要因が	化の背景には、 複雑に絡み合う	っている	が、各種	調査結果に	よれば、約	吉婚や出	産に	踏み切
延	れない 産・育!	理由として経児の障害の一つ	済的埋由 つである約	l 等が挙り 経済的要	ナられてい。 因を取り除	ることから くための措	、結婚 置が必要	・ 妊! 要であ	赈・出 5る。
長									
を	く参考		w . / ^ ·	(n 0 <i>t</i> = 0					
必		化社会対策大績 ᅖᄧᄾ		和2年5	月閣議決定)			
要	<重点 ・若い	^{誄起<i>></i> 世代が将来に腫}	ま望を持っ	てる雇田	環境等の整備	借 <i>(</i> 経済的	は般の5	安定)	
	7101		~ - 11	< のÆ/ロ	ベルサソ正	/m 、小工 <i>が</i> 1 日:	, 	~ ~~ /	
ع ا	<施策(の具体的内容>	>						
す	〇結婚	・子育て資金や	や教育資金	金の一括	贈与に係る	贈与税の非	課税制度	度の実	尾施等
る	・現在	、高齢世代の低	保有する	資産の若	い世代への	移転を促送	進し、若	い世	代を支
理	育児や	ことを目的とし教育に要する	費用につ	いて一括	して拠出し	焼に対しれた場合に、	^店 婚・吐 一定の	娠• 限度	田座・ 額の範
曲	囲内で	贈与税を非課税	兄とする! 	昔直を講	している。 				

			·
	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	【政策】 23. 子ども・子育て 【施策】 29. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進
		政 策 の 達成目標	一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率 1.8」の実現に向け、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除く。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
今回の要望(お		同上の期間 中の達成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
			少子化対策については、現在でも様々な取組を行っているものの、「合計特殊出生率」は 1.26 (2005 年、過去最低) から 1.45 (2015 年) まで上昇して以降、微減傾向が続いて 2021 年は 1.30 (概数) に落ち込み、先進国の中でも低い水準となっている。また、各種調査によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が上位に挙げられているところである。
租税特別措置)		政策目標の	〇令和3年3月(令和2年度)内閣府「少子化社会に関する国際意識調査報告書」 ・独身の理由について、上位3項目を合わせて集計したところ、「経済的に余裕がないから」が29.8%と、「適当な相手にまだ巡り会わないから」(50.5%)、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」(38.6%)に次いで3番目に高い。・結婚生活について不安を感じることを聞いたところ(複数回答)、日本では、「結婚生活にかかるお金」の割合が42.3%と最も高い。
に関連する事項		達 成 状 況	〇平成31年3月(平成30年度)内閣府「少子化社会対策に関する意識調査報告書」 ・どのような状況になれば結婚すると思いますかという問いに対し、「経済的に余裕ができること」が42.4%と最も高い。 ・経済的な事柄のうち、どのようなことがあれば、皆が安心して希望通り子供を持てるようになるかという問いに対し、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が54.3%と最も高い。
			〇国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」 (平成 27 年) ・結婚意思のある未婚者に、一年以内に結婚するとしたら何か 障害となることがあるかをたずねたところ、男女とも「結婚資 金」を挙げた人が最も多い。(男性 43.3%、女性 41.9%) ・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も 多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(56.3%) 令和 2 年度国勢調査結果によると、40 歳~89 歳の既婚者(有
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	配偶)のうち、家族類型が「夫婦と子供から成る世帯」又は「ひとり親と子供から成る世帯」であるのは約 2,201 万人(※1)。 また、「結婚・子育て支援信託に関する調査結果報告書」(一般社団法人 信託協会 2020年10月)によると、子どものいる 40~89 歳の男女のうち、本制度の利用可能者(※2)は83.0%、このうち 27.3%が本制度を「利用してみたい」又は「どちらかといえば利用してみたい」と回答している。以上より、本制度の利用可能性があるのは約 499 万人と推計される。

			(ツェ) 大学は中命の制体
			(※1)不詳補完前の数値 (※2)本制度について、「名前は知っていたが、仕組みなど 詳細までは知らなかった」又は「名前も知らなかった」と回答 した 93.7%のうち、「そもそも利用できない(対象となるお子 さまやお孫さまがいない等)」を選択した回答者を除外した割 合
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本措置により、高齢者が保有する資産の若年層への移転を促進することは、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につながる。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	_
		要望の措置の 妥当性	本措置は、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を 促し、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安 を解消し、少子化対策につなげる観点から、広く公平に個人に 適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥 当であるといえる。
オ	- - - -		【平成 27 年(12 月時点)】 〇受益者 3, 434 人 ○契約数 3, 487 件 ○受託残高 7, 593, 025 千円
<i>の</i> 利利	10月		【平成 28 年(12 月時点)】 ○受益者 5,361 人(前年より 1,927 人増) ○契約数 5,448 件(前年より 1,961 件増) ○受託残高 9,752,789 千円(前年より 2,159,764 千円増)
が		租税特別 措 置 の	【平成 29 年(12 月時点)】 ○受益者 5,944 人(前年より 583 人増) ○契約数 6,038 件(前年より 590 件増) ○受託残高 10,436,509 千円(前年より 683,720 千円増)
		適用実績	【平成 30 年(12 月時点)】 ○受益者 6,410 人(前年より 466 人増) ○契約数 6,511 件(前年より 473 件増) ○受託残高 10,545,327 千円(前年より 108,818 千円増)
に 関 道 する			【令和元年(12 月時点)】 ○受益者 6, 790 人(前年より 380 人増) ○契約数 6, 893 件(前年より 382 件増) ○受託残高 10, 742, 039 千円(前年より 196, 712 千円増)
項	1		【令和2年(12月時点)】 〇受益者 6,991人(前年より201人増) 〇契約数 7,098件(前年より205件増)

-3

	〇受託残高 10,273,246 千円(前年より468,793 千円減)
	【令和3年(12月時点)】 〇受益者 7,213人(前年より222人増) 〇契約数 7,323件(前年より225件増) 〇受託残高 9,985,080千円(前年より288,166千円減)
租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	※上記はすべて信託銀行実績分のみ 一
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	平成 27 年 4 月の本措置開始時から受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれも増加傾向にある。これは、高齢世代の保有する資産が、若年層に移転していることの表れである。さらに、これら資産は、結婚・子育て費用に充てられることが前提であるため、少子化対策として有効である。
前回要望時 の達成目標	若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的 要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者 から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済 活性化を促す。
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	平成 27 年 4 月の本措置開始時から受益者数、委託者数、及び受託残高のいずれもが増加傾向にある。本措置が利用されているということは、実際に、親・祖父母世代から結婚・子育て世代に資産が移転しているということであり、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことができていると考えられる。また、受益者数、委託者数、受託残高のいずれもが増加傾向にあることから、高齢者から若年層への世代間資産移転が実際に行われていることが明らかであり、本措置により経済の活性化が促されていると考えられる。
これまでの 要 望 経 緯	平成 27 年度:新設 平成 28 年度:費目の明確化に関する拡充を要望 平成 30 年度:対象の拡充及び措置の恒久化を要望 令和3年度:子の育児に係る費用の拡充、対象年齢の引き下げ (民法改正による)及び措置の延長を要望